別表六（十）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の６第３項から第５項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額　((7)－(8)) 又は $\left(((7)-(8))\times\frac{75}{100}\right)$　(9)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第１項第１号から第３号までに掲げる減価償却資産にあつては「((7)－(8))」を適用して計算した金額を、同項第４号に掲げる減価償却資産にあつては「$\left(((7)-(8))\times\frac{75}{100}\right)$」を適用して計算した金額を記載すること。

4　「税額控除限度額　$(17)\times\frac{7\text{又は}10}{100}$　(18)」の欄は、その適用を受ける法人が租税特別措置法第42条の６第３項に規定する特定中小企業者等である場合には「７又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消すこと。

5　「翌期繰越額　(29)－(30)　(31)」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十三）「７」又は別表六（二十三）付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」、「当期分計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六（十一）を削る。

別表六（十二）を次のように改める。

措法第42条の９第１項の表の各号の該当号（旧措法第42条の９第１項の表の各号の該当号）	を	措法第42条の９第１項の表の各号の該当号	に、
調整前法人税額（別表一（一）「２」、別表一（二）「２」又は別表一（三）「２」）	を	調整前法人税額（別表一（一）「２」、別表一（二）「２」、別表一（三）「２」又は別表一の三「２」若しくは「28」）	に、
法人税額超過構成額（別表六（二十五）「20の②」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六（二十三）「７の⑩」）	に、
法人税額（別表六（二		外	
		外	